

小樽市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

平成30年 5月30日制定

「手話が言語である」という認識に基づき、小樽市手話言語条例第7条第1項の各号に規定する施策を以下のとおり推進します。

1 手話に対する理解及び手話の普及に関する事項（条例第7条第1項第1号）

（1）施策の基本的方向

手話に対する理解を深め、手話の普及を図るためには、市民や事業者、子どもなどが身近に手話に触れあい、手話を学びやすい環境を提供していくことが必要です。

小樽市における手話の普及は、これまで長い間、小樽ろうあ協会、小樽手話の会、北海道手話通訳研究会小樽支部などの団体が支えてきました。

市は、さらに手話が普及し、理解が広がるよう、小樽ろうあ協会や手話に係る団体などと連携しながら、手話に親しみ、手話を学べる環境づくりに努めていきます。

（2）推進する施策

ア 市民が手話に対する理解を深めてもらえるよう、広報おたるやホームページ、リーフレットなどでの啓発を行います。また、手話を理解・習得できるような出前講座を提供していきます。

イ 関係機関と協議しながら、子どもたちがろう者への理解を深め、手話に親しむ機会の創出を図ります。

ウ 市職員（病院、消防含む。）に対する手話教室等を開催し、窓口での簡単な挨拶や緊急時の会話などの習得を図ります。

エ 市内の事業者等に対し、簡単な手話を習得できる出前講座の開催など、手話に触れる機会をつくり、手話への理解を図ります。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項（条例第7条第1項第2号）

（1）施策の基本的方向

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、情報を得る権利が保障されています。

市は、ろう者が地域で安心して生活していくため、音声言語による行政情報等の提供や市民が参加できる会議等において、手話通訳者の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。

(2) 推進する施策

- ア 市主催の講演会やイベントなどにおける手話通訳者の派遣を推進するため、関係各課への周知を図り、ろう者が手話による情報取得ができる環境づくりを図ります。
- イ ろう者の社会参加など様々な場面での情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業を市民に周知し、事業の推進を図ります。
- ウ 災害時や緊急時のろう者への支援体制について、消防本部などの関係機関と連携し、体制整備を図ります。(緊急110番事業等の充実)

3 手話による円滑なコミュニケーションの拡充に関する施策 (条例第7条第1項第3号)

(1) 施策の基本的方向

手話を必要とする人が日常生活を営み、又は社会参加をする上で、特に正確な情報を必要とするとき又は自らの意思を正確に伝えるときは、手話通訳者を介してコミュニケーションを図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。

市は、手話通訳者の重要性を認識し、継続的に高度な技術を有する人材の育成及び確保ができるよう、その方策を検討していきます。

(2) 推進する施策

- ア 新たな登録手話通訳者を養成する、手話奉仕員養成講座(入門、基礎、中級各講座)を開催し、より効果的になるよう必要に応じて改善を図ります。
- イ 専任手話通訳者及び登録手話通訳者の技術の向上を図ります。

4 市長が必要と認める施策 (条例第7条第1項第4号)

市長は、1から3までに定めるもののほか、手話の普及啓発に必要な施策を推進するものとします。